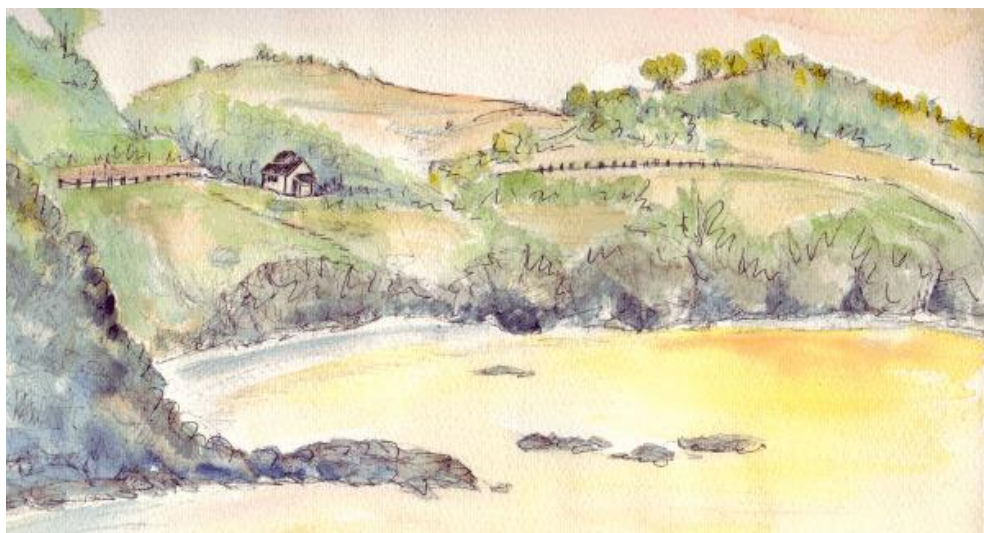


# カネミ油症 と ダーク油事件

1968年(昭43)1月末から2月上旬にかけて、北九州市のカネミ倉庫が製造していた米ぬか油に大量のPCBが混入しました。カネミ倉庫は不良油を廃棄せず、正常油と混ぜて再脱臭して出荷。春から夏にかけて西日本一帯で、吹き出物や湿疹痛みや倦怠感など《奇病》が発生。その原因がカネミ米ぬか油とマスコミ報道されたのは10月になってからでした。PCBと、加熱処理によって生成されたダイオキシン類が混じったカネミ油は、五島列島や福岡など西日本各地で販売され、保健所などに1万4000人余の被害届がありました。

この年の2月頃、西日本一帯で約200万羽のニワトリが中毒症状となり、約40万羽が死にました。飼料にカネミ倉庫製のダーク油が使用されていたためです。ダーク油は食用油製造時の副産物で、国がこのダーク油事件の原因をきちんと追究し、食用油の安全性も調べていたら、油症の被害はかなり食い止められたと言われています。残念ながらそうではなく、被害者は、新聞報道された10月までの8か月間も、情報が届かなかった人はその後も、汚染油を食べられ続けていました。



福岡や五島列島で会った方たちのことが気になりながらも、何もせずに40数年が過ぎてしまいました。『私も84才になりました』という年賀状をいただき、8年前に会いに行ったときの五島でのスケッチです。

20年以上たっているから訴える資格がない

## 《棄却》の判決、どういうこと？

2004年、ダイオキシン類の血中濃度が認定基準に加えられてから、新たに認定された新認定被害者など50余名が訴えた裁判では、被害から20年という除斥期間が過ぎているため訴える権利がないという理由で、福岡地裁と福岡高裁で棄却となりました。認定されたのは被害を受けてから30年以上も過ぎてから！認定されなければ被害者と認めてもらえなかったのにです。現在 上告していますが最高裁でも棄却されてしまうとしたら、原発事故による放射能被害も、数十年後になってからでも多く出てくるでしょうから、やはり棄却！となるのでしょうか？



## その前に、裁判所から和解の勧告

上記の判決が 福岡地裁で出る前の2013年2月、裁判所から和解勧告がありました。カネミ倉庫は原告に対し、認定前10年分の治療費や解決金の支払い義務を負う。但し、解決金を請求できるのは会社が倒産した時、銀行取引が停止になった時、会社が破産や再生手続きを開始した時などに限る・・・という内容でした。今後、子や孫にどのような被害が出てくるか判らない状況で、この和解案は受け入れられないと考え、拒否したところ《棄却》の判決になりました。



## 不良油をさらに脱臭して出荷！

カネミ油症は、米ぬか油製造の脱臭工程でPCB(現カネミ製造)が混入し、そのPCBが加熱されることによって、より毒性の強いダイオキシン類が発生。その毒性はサリンの10倍とも言われているほど。カネミ倉庫は、不良油を再脱臭、再々脱臭、結果的に、ダイオキシン類を増やして出荷したことになります。1974年7月には、残った油から多量のダイオキシン類が発見され、翌年には学会でも発表されていたそうです。けれども、国が、国会でその事実を認めたのは、実に、それから30年近くも経った2002年のことでした。